

○国土交通省告示第四百九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十七項及び第二十六条の第三十四項の規定に基づき、各項に規定する使用者に代わつて租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は第四十一条の三の二第一項に規定する住宅の増改築等に要する資金の貸付けを行っていると認められる法人を次のように指定する。

平成十九年三月三十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

法人名	所在地
財団法人札幌市役所福利厚生会	北海道札幌市中央区北一条西二丁目一番地札幌市役所内
財団法人北海道公立学校教職員互助会	北海道札幌市中央区北一条西六丁目二番地
財団法人北海道警察職員互助会	北海道札幌市中央区北二条西七丁目北海道警察本部内
財団法人北海道職員互助会	北海道札幌市中央区北三条西七丁目一番地北海道庁内
財団法人岩手県警察職員互助会	岩手県盛岡市内丸八番一〇号
財団法人宮城県職員互助会	宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
財団法人秋田県教育関係職員互助会	秋田県秋田市山王三丁目一番一号
財団法人秋田県市町村職員互助会	秋田県秋田市山王四丁目二番三号

財団法人山形県教職員互助会	山形県山形市松波二丁目八番一号
財団法人原子力弘済会	茨城県那珂郡東海村白方白根二番地四
財団法人埼玉県教職員互助会	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号
財団法人川口市職員互助会	埼玉県川口市青木二丁目一番一号
財団法人千葉県公立学校教職員互助会	千葉県千葉市中央区市場町一番一号
財団法人首都高速道路厚生会	東京都千代田区霞が関一丁目四番一号
財団法人道路厚生会	東京都千代田区二番町三番地四
財団法人日本放送協会共済会	東京都渋谷区宇田川町四一番一号
財団法人神奈川県警友会	神奈川県横浜市中区海岸通三丁目四番
財団法人神奈川県教育福祉振興会	神奈川県横浜市中区日本大通三三
財団法人神奈川県厚生福利振興会	神奈川県横浜市中区山下町七五番地
財団法人新潟県教職員互助会	新潟県新潟市新光町四番地一
財団法人新潟県職員互助会	新潟県新潟市新光町七番地二
財団法人富山県教職員厚生会	富山県富山市千歳町一丁目五番一号
財団法人石川県職員互助会	石川県金沢市鞍月一丁目一番地
財団法人石川県教職員互助会	石川県金沢市広坂二丁目一番一号

財団法人石川県警察職員互助会
財団法人山梨県職員互助会
財団法人山梨県教職員互助組合
財団法人山梨県高等学校教職員互助会
財団法人静岡県教職員互助組合
財団法人静岡県警察職員互助会
財団法人愛知県警察職員互助会
財団法人愛知県教育職員互助会
財団法人愛知県職員互助会
財団法人三重県警察職員互助会
財団法人滋賀県警察職員互助会
財団法人京都府職員互助会

石川県金沢市広坂二丁目一番一号
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県甲府市丸の内三丁目九番地一〇号
山梨県甲府市丸の内三丁目九番地一〇号
静岡県静岡市葵区駿府町一番一二号
静岡県静岡市葵区追手町九番六号
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目一番一号
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号
三重県津市栄町一丁目一〇〇番地
滋賀県大津市京町四丁目一番二号
京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町京都府庁内
大阪府大阪市中央区大手前三丁目一番四三号
大阪府大阪市中央区南本町四丁目五番七号
兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目七番三四号

財団法人兵庫県職員互助会
財団法人奈良県職員互助会
財団法人奈良県教職員互助組合
財団法人岡山県教育職員互助組合
財団法人広島県職員互助会
財団法人山口県教職員互助会
財団法人徳島県市町村職員互助会
財団法人香川県職員互助会
財団法人福岡県警察職員互助会
財団法人佐賀県教育職員互助会
財団法人長崎県警察職員互助会
財団法人長崎県職員互助会
財団法人熊本県職員互助会
財団法人大分県教職員互助会
財団法人大分県警察職員互助会
財団法人大分県職員互助会

兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目一〇番一号
奈良県奈良市登大路町
奈良県奈良市法蓮町七五七奈良県法蓮庁舎内
岡山県岡山市内山下二丁目四番六号岡山県教育庁内
広島県広島市中区基町一〇番五二号広島県庁内
山口県山口市滝町一番一号
徳島県徳島市幸町三丁目五五番地
香川県高松市番町四丁目一番一〇号
福岡県福岡市博多区東公園七番七号
佐賀県佐賀市城内一丁目一番五九号
長崎県長崎市万才町三番一三号
長崎県長崎市江戸町二番一三号
熊本県熊本市水前寺六丁目一八番一号
大分県大分市大字下郡四九六番地三八
大分県大分市大手町三丁目一番一号
大分県大分市大手町三丁目一番一号大分県庁内

社団法人宮崎県教職員互助会
財団法人鹿児島県教職員互助組合
財団法人鹿児島警察協会
財団法人鹿児島県職員互助会
社団法人沖縄県市町村職員互助会

宮崎県宮崎市老松一丁目二番二号
鹿児島県鹿児島市照国町一番三五号
鹿児島県鹿児島市山下鴨池新町一〇番一号
鹿児島県鹿児島市山下町一四番五〇号
沖縄県那覇市旭町一一六番三〇号

附 則

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和六十三年建設省告示第千四十二号
- 二 平成元年建設省告示第千二百十七号
- 三 平成二年建設省告示第千四百十七号
- 四 平成三年建設省告示第千百十三号
- 五 平成四年建設省告示第千二百九十七号
- 六 平成七年建設省告示第千八百八十六号
- 七 平成八年建設省告示第二十一号

- 八 平成十年建設省告示第千三百八十八号
- 九 平成十三年国土交通省告示第八百四十六号
- 十 平成十五年国土交通省告示第四百三十九号